公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成26年３月31日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県宇都宮市鶴田町829番地１
氏名　菊池　君代

２　仮換地指定通知の内容
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下表のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

従前の宅地					仮換地				
町名	字	地番	地目	登記地積 m²	基準地積 m²	街区番号	画地番号	符号	地積m²
鶴田町	二ノ沢	829—1	宅地	227.71	241.54	28	5		263.87
鶴田町	二ノ沢	829—8	宅地	125.69	125.69				
鶴田町	二ノ沢	829—11	宅地	36.28	36.28				
仮換地の指定の効力発生日					平成26年４月21日				
仮換地指定について使用又は収益を開始することができる日					別に定めて通知する				

（注意）・　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については使用し、又は収益することができません。
・　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）処分の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内に掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年三月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

青森県三沢市大字三沢字下久保五七番地一
五〇号
株式会社三沢プロジェクト
代表清算人　瀬戸　誠子

解散公告

当組合は、平成二十六年二月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

仙台市太白区西多賀一丁目二三番二六号
西多賀商店街振興組合
清算人　安藤　愼一

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

秋田県大館市清水町五丁目六七番二
ステラモード株式会社
代表清算人　奥村　隆一

解散公告

当社は、平成二十六年二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

青森県八戸市諏訪一丁目一番一三号
有限会社山手土地産業
清算人　老久保正信

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

青森県三沢市大字三沢字下久保五七番地一
五〇号
株式会社三沢プロジェクト
代表清算人　瀬戸　誠子

解散公告

当組合は、平成二十六年二月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

仙台市太白区西多賀一丁目二三番二六号
西多賀商店街振興組合
清算人　安藤　愼一

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

秋田県大館市清水町五丁目六七番二
ステラモード株式会社
代表清算人　奥村　隆一

解散公告

当社は、平成二十六年二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

福島県南相馬市原町区南町三丁目七番地
株式会社アース
代表清算人　鎌田　稔

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

福島県郡山市開成二丁目一二番四号
東北産業有限会社
清算人　伊藤　雅子

解散公告

当法人は、平成二十五年五月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

群馬県桐生市末広町四番五号
特定非営利活動法人群馬文化財修理修復所
清算人　藤橋　登

解散公告

当法人は、平成二十六年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

千葉県市川市行徳駅前四丁目一番一号幸ビル三〇三
一般社団法人ＡＲＩＳＥ
代表清算人　水口　大史